

「⑥事務局体制の強化・充実」の論点に対するまとめ（たたき台）

1 議会事務局の業務内容の確認

第28次地方制度調査会の答申において「議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図るべき」とされた。

平成18年の地方自治法の改正において、議会事務局の職務が「庶務」から「事務」に改められた。



庶務…議員の人事管理、会計、議場の維持管理等

議会運営…本会議や委員会の運営、会議録の調製、請願書の受理等

＋（これらに加え、次の業務についてはより一層の充実が求められる。）

議会の政策形成機能、監視機能、利害調整機能の補佐…調査、企画、法務

2 議会の3つの機能を発揮していくためにはどうしたらよいか。

○ 議会・議員と議会事務局の役割分担

- ・ 議会と議会事務局は、一体である。
- ・ 議会・議員と議会事務局とは、それぞれの役割をしっかりと認識し、共に進むことが大事である。

○ 議会事務局の組織体制の整備

- ・ 議会事務局の補佐機能や専門性を充実させるためには、議会事務局に議事部門のほか、調査・企画部門、法務部門とその専門的知識・能力を有する職員の配置が必要である。

○ 議員と議会事務局職員の能力向上

- ・ 議員と議会事務局職員の双方がレベルアップすることが必要である。

職員の能力が向上し、議会事務局の機能が強化されたとしても、肝心の議員にそれを活用する能力がなければ、意味がない。双方のレベルアップが議会の強化には不可欠である。

○ 現状の業務の仕分け・整理

- ・ 各常任委員会の活動量の増や議会改革特別委員会の取組等、以前より議会事務局の業務量が増えてきている状況や、人数の少ない議会事務局で庶務や議会運営に加え、調査、企画、法務に係る業務に時間や労力を振り向けていく必要があることを踏まえ、議会事務局が処理しているもので本来議員がみずから行うべきものは、議員が行うこととするべきである。



○ 議会だよりの原稿作成、編集

議会だよりの発行委員会で検討する。

- 常任委員会の委員長報告文の作成
- 常任委員会と特別委員会の視察報告書の作成
- 政務調査活動（政務調査費の交付を受けたもの）
- その他

職員は全体の奉仕者であるとの認識に立ち、議員活動であっても非公務性のものや議会活動に含まれないものに対する事務補助の依頼は慎むべきである。

3 議会事務局の機能強化を図るためにはどうしたらよいか。

- 議員と議会事務局職員の意識改革
 - ・ 議会・議員と議会事務局のそれぞれの役割をしっかりと認識する。
- 議会事務局職員の人事（議長の人事権の発揮）
 - ・ 二元代表制の趣旨、議会事務局の独立性の確保の観点からみれば、議会事務局職員を独自に採用することが望ましいが、人事管理の面から難しいのが現状であることから、市全体で採用して執行機関と議会との人事交流（人事異動）による人員配置の方法をとらざるを得ないと思われる。
 - したがって、職員の人事交流（人事異動）はこれまでどおり行うことになるであろうが、上記の観点に鑑み、安易な人事異動や人員削減につながらないように人事当局と十分に調整を行うべきである。
 - ・ 調査・企画・法務の専門的知識・能力を有する職員の配置
 - ・ 議事運営等議会事務局の専門性に配慮した職員の人事交流（人事異動）
- 人材育成
 - ・ 研修によるレベルアップ

特に、議会事務局の補佐機能として充実が求められている調査・企画・法務能力の向上を図る必要がある。
 - ・ 市全体のレベルアップ

伊勢市役所全体でみても、調査・企画・法務の専門的知識・能力を有する職員が少ないのが現状であるから、市全体の課題として人材育成が急務である。
- 外部の専門的機関等との連携等
 - ・ 議会事務局職員の能力向上のほか、議会事務局の機能強化を図るための方法として、専門的知見の活用制度の活用、専門的な知識経験等を有する人材の任期付採用制度の活用等、外部の専門的機関等との連携等を考えていくべきである。